### 日本図書館文化史研究会

### ニューズレター

第58号 1996年11月21日

#### 目 次

- · 第3回例会報告
  - "実践的な情報入手の技法"について記した図書の現状、問題 点、可能性 - 図書館利用教育支援の側面から- (大庭一郎) CIEと戦後日本の図書館法制(横山道子)
- ・ 『図書館文化史研究』第13号の刊行について、他(編集委員会)
- ・ 寄贈資料のお知らせ
- · 研究例会

第3回例会報告(1996年9月28日 法政大学)

"実践的な情報入手の技法"について記した図書の現状、問題点、可能性 - 図書館利用教育支援の側面から-

> 大庭 一郎 (図書館情報大学)

#### 1. はじめに

加藤秀俊は、1975年に、高等教育では、"どうやって必要な情報を手にいれたらよいか、というきわめて実践的な技法を身につけることがだいじなのではないか"(『取材学:探求の技法』中央公論社、1975、p.ii)と指摘している。しかし、この指摘から20年以上経過した今日、このような技法に関する正規の大学教育は、一部の大学(短期大学を含む)を除いてほとんど行われていない。このような状況に対処するために、大学図書館では、図書館利用教育が注目され、多くの実践が試みられるようになってきた。しかし、残念ながら、我が国の全ての大学図書館で図書館利用教育が実施されているわけではない。従って、加藤が重視した"実践的な情報入手の技法"を知らない学生が、まだまだ多数存在する。

我が国では、図書館利用案内書や文献探索法を記した図書の発達が欧米に比べて遅れていたが、近年、この種の図書が少しずつ出版されるようになってきた。このような図書を利用すれば、図書館利用教育を受けられない学生も自学自習によって、"実践的な情報入手の技法"を身に付けることが少しは可能になるだろう。

そこで、"実践的な情報入手の技法"について記した日本語の図書にどのようなものがあるかを検討し、問題点を指摘した上で、そのような図書(一部、ビデオも含む)のあるべき姿や今後の可能性について考察した。

2. "実践的な情報入手の技法"に関する図書の現状と問題点 "実践的な情報入手の技法"に関する図書とは、図書館の紹介、図書館の初歩的 な使い方、一般的な文献探索法、専門的な文献探索法等について、記されているものを意味している(但し、全項目の記述の有無、記述内容の分量は問わない)。前述の定義では、"実践的な情報入手の技法"に関する図書として、多様なレベルのものが含まれるので、以下の8種類に分類し、実物を検討できるものを考察した。

 (1)情報整理の解説書
 7点

 (2)読書法の解説書
 7点

 (3)図書館紹介の図書
 13点

 (4)レファレンス・ブックのテキスト
 14点

(5)調査研究、レポート・論文作成の解説書 … 8点

(6)図書館利用法/文献調査法のテキスト …… 20点

(7)主題文献案内 ………………… 医学:2点、図書館学:2点

(8)図書館紹介のビデオ ······ 31点 (9)ネットワーク情報資源の解説書 ····· 3点

図書館利用教育を受けられない大学生(社会人についても同様)は、(1)~(9)のような図書(ビデオ)を用いて自学自習することによって、ある程度 "実践的な情報入手の技法"を身に付けることが可能である。しかし、「図書館利用教育の内容を自学自習するための総合的な図書」という視点に立つならば、(1)~(5)、(9)の図書は、当然のことながら内容に偏りがあり、単独で使用するには問題がある。また、(8)の図書館紹介のビデオは、優れた作品が多数作成されているが、一般の個人が購入して利用することはほとんど無いと思われる。

従って、「図書館利用教育の内容を自学自習するための総合的な図書」を整備するためには、(6)の図書館利用法/文献調査法のテキストや(7)の主題文献案内を作成し、普及していく必要がある。

## 3. 図書館利用法/文献調査法のテキストや主題文献案内の可能性

図書館利用法/文献調査法のテキストや主題文献案内の可能性(効用)については、次のようにまとめることができる。大学生や社会人にとって、これらの図書は、自己の文献探索能力を高める働きをする。一方、図書館側から考えるならば、図書館利用法/文献調査法のテキストや主題文献案内は、次の3点の利点を備えている。

(1)図書館員養成教育や図書館員の自己学習のためのテキストとして活用できる

(2)レファレンス・サービスの際のトゥールとして活用できる

(3)図書館利用教育を行う際のテキストとして活用できる

このように、図書館利用法/文献調査法のテキストや主題文献案内は、図書館 (員)と利用者の接点として、重要な地位を占める可能性を秘めており、お互いの 利益になるものである。我が国では、図書館利用法/文献調査法のテキストについ ては、1980年代の後半から優れたものが多数出版されるようになってきた。しかし、 主題文献案内については、まだまだ未整備の分野が多数存在する。

従来の図書館利用法/文献調査法のテキストや主題文献案内は、図書の形態で作成されていた。しかし、これからはコンピュータを利用し、インターネット上のホームページを活用した情報提供を行うことも十分考えられる。そのようなホームページでは、何かを探索する場合にどのような情報源(冊子体、データベース、CD-ROM、ネットワーク情報資源、等)を利用するのが一番適切なのかをわかりやすくガイドする。現在よりも、コンピュータの性能が向上し、ネットワークの基盤が整

備されれば、情報源を説明する際に画像や音声だけでなく、動画を活用することも 不可能ではない。そして、当然のことながら、ネットワーク情報資源を薦める場合 は、ネットワーク情報資源にリンクを張り、利用者が直ぐに利用できるようにする ことが可能である。

#### 4. おわりに

柿沼隆志は、1968年に、"一般向けの図書館利用案内書が出版されていないこと は、図書館がその本来的な意味で市民の間に定着していないことを示している" (「図書館利用案内書の比較・分析」『学校図書館』No.210(1968.4), p.33) と述 べている。それから28年経過し、個々の図書館はその当時よりも格段に整備され、 以前よりも図書館の重要性が認識されるようになってきた。このような状況を踏ま えれば、図書館利用法/文献調査法のテキストや主題文献案内は、大学生のみなら ず多くの人に利用される可能性を秘めているといえる。

あらゆる人が情報活用能力(information literacy)や図書館活用能力(library literacy) を身に付けられるように、図書館利用法/文献調査法のテキストや主題 文献案内を整備、普及させることが重要であり、わかりやすいものがいろいろな領 域で誕生することが望まれる。

\*例会の発表時の配布資料 (A4判10枚) が多少残っていますので、筆者宛てに葉 書でお申し込み下さった方には、お送りしたいと思います。 (〒305 つくば市春日1-2 図書館情報大学)

# CIEと戦後日本の図書館法制

横山 道子

(神奈川県立外語短期大学図書館)

<戦後日本図書館法制の形成におけるCIEの関与について、1996年2月の日本 図書館研究会での発表に若干補足する形で作業状況とあわせて報告した。>

CIEは、大橋図書館・市立函館図書館・石川県立図書館などの視察・図書館統 計の把握・新聞報道のチェック等の作業を行い、日本側の関係者の意見も聴取しな がら政策を立案していた。СІЕの図書館(成人教育)担当官は関係者を集めてミ ーティングを行った。法案は英訳されて担当官のチェックを受け、そうした場で検 討され、修正が求められた。担当官の要請したミーティングやその他の重要な会議 については報告がまとめられた。その記録は、国立国会図書館憲政資料室でマイク ロフィッシュ「GHQ/SCAP RECORDS」のCIE文書という形で閲覧 できるようになっている。そこで、図書館法に関係しそうなフィッシュ約70枚及び 「社会教育」に分類された中から約60枚に目を通した。この中で、ある程度動きが 読み取れるのは、1947年10月28日づけから1949年8月4日づけまでの文書である。 この時期は図書館担当官バーネットが着任して文部省の兵藤事務官らと共に法案を 練った時期で、図書館協会の法制定促進運動も高まっていた。

# \*教育委員会・文部省と図書館委員会の関係 - 地方分権

1947年10月28日の記録等から、担当官の最も気にしていた事は「中央と地方の分離」である地方分権であったことがわかる。法案に様々な形であわられた「図書館委員会」などの構想は、結局実現しなかった。地域の教育全般に責任を持つ教育委員会という考え方との整合性を模索するうちに構想が解体していったのではないか。教育委員会制度は地方分権化という基本方針を具体化したものだが、それが図書館を含めた教育全体に責任を負う組織として規定されたことによって図書館法制も影響を受けたと考えられる。

## \*私立図書館の扱い-ノーサポート・ノーコントロール

1948年6月22日・29日の記録等から、図書館担当官が、私立図書館は支配・監督を受けてはならないと強調したことがわかる。これは社会教育法における社会教育関係団体のノーサポート・ノーコントロールの原則と関連すると思われる。社会教育関係団体の扱いについてCIEの強力な指導があったことは従来の研究で明らかにされているが、私立の機関が法に拘束されることに対する担当官の強い違和感は、図書館をめぐる議論の中でも読み取れる。

## \*「無料」の問題- free public library の概念

48年6月22日の報告等からは、無料制の実行可能性も論点のひとつであったことがわかる。日本側は、乞食を排除して環境を保つために料金は適切だと述べていた。理想と実情のギャップがあるとの説明もされている。また public library に関する根本的な捉え方の違いも明らかになっている。担当官の考えでは、「パブリック」という言葉は図書館が公費により維持され一般大衆に開かれている時にのみ使うのだが、加藤らの考えでは、公衆に開かれたどんな図書館も言い、公的に維持されるものは「オフィシャル」を付ける、というのである。ここで日本側は日本の実情とアメリカの理想という対立で問題を捉えていた。しかし担当官にとって無料制は日本における図書館理念再建の最低条件だったと思われる。

# \*図書館員養成機関-専門職員の養成。ライブラリアンシップの確立

47年10月28日の会議報告では、上野の図書館学校の位置づけについて議論され、大学の図書館学課程とのかねあい・レベルアップが考えられたことがわかる。担当官は「訓練された有資格の人材を配置しないでは図書館の計画を発展させることは決して望めない」と述べていた。量と質の両方を求めたと言えよう。こうした図書館職員を重視する姿勢は図書館協会への期待にもつながっており、それはつまり日本におけるライブラリアンシップの確立を意図したということであろう。

### 『図書館文化史研究』第13号の刊行について

『図書館文化史研究』編集委員会

『図書館文化史研究』第13号(以下本号)が、12月末に発行される運びとなった (ただし、出版社の正月休みのため、皆さんのお手元に届くのは、正月早々になる 見込み)。当初は、本年9月の刊行とお知らせしていたが、残念ながらこの約束は 果たすことができなかった。執筆者、ならびに会員の皆さんにお詫びしたい。

本号の発行をめぐっては、本会と出版社の間に認識の齟齬があり、これが刊行の 遅れの一因ともなった。しかしながら、本会事務局の尽力と出版社のご理解により、 本号を皆さんにお届けできることになった。

さて、図書館史研究会がその活動の活性化を目的に、日本図書館文化史研究会に 名を改めたのは昨年の9月のことである。これと連動して、機関誌『図書館史研究』 の誌名変更を皆さんにお諮りし、本年7月の会員総会で誌名を『図書館文化史研究』 と決定した。

この間編集委員会においても、「投稿規定・執筆要領」の制定をはじめ、機関誌の刷新について種々の検討を行ってきた。本号は、そうした改革の一端を皆さんに問う、新生『図書館文化史研究』の第1号である(なお、号数についてはこれまでのものを継続して、第13号とした)。

本号をお手に取って、皆さんがまず気付かれるのは、表紙デザインが一新されていることであろう。

誌名変更を機に、本号から新しい表紙デザインを採用した。デザインをして下さったのは津田ミナ子さん。大学ではインテリア・デザインを専攻されたが、その後司書資格を取得し、関東学院大学図書館を経て、現在は横須賀市文化振興課に勤務のかたわら、「『図書館』をはじめる住民と図書館員のつどい」、「菅原峻さんの古希を祝う会」の事務局を担当されている。

津田さんは目下、「色彩」に興味を持ち、カラーコーディネイトを勉強中の由。 その彼女が、アレクサンドリアの海と空をイメージしてデザインされたのが、本誌 の表紙である。『図書館文化史研究』の「顔」として、皆さんにご支持していただ けるものと確信する。

表紙裏には、英文目次を新設した。実は津田さんの案では、この英文目次が裏表紙に位置し、表紙と一体的にデザインされていたのであるが、ご承知のように、ここに書籍JANコードなどを表示せざるをえず、やむなく移動することになった。あらかじめご了承願いたい。

本文冒頭には、小川氏の「巻頭言」を掲載した。この「巻頭言」欄は、図書館文化史研究の理論・原則を皆さんとともに考えるために設けられた。

一体図書館学という学問の根元的な不幸は、その明確な理論・哲学が確立していない点にあると思われる。最近図書館学を図書館情報学と称しようとする動きが強くなってきているが、これは技術革新という外的要因に後押しされた変化に対応しようとするもので、そこに図書館学の理論的進化が存在しているようには思われない。

われわれが図書館史をなぜ図書館文化史とするのか。本欄に多くの会員の皆さんが参加して、図書館文化史研究の意義に関する議論を深めていただくことを期待し

たい。

また、本号より「録外録」欄を新設した。本欄では、日常の業務、あるいは研究 の過程で発見された新たな史実等のなかで、従来の図書館史研究の枠組みからは、 論文として発展できなかったものを取り上げる。

上述のように「巻頭言」欄は、図書館史研究から図書館文化史研究への、新たな理論の構築を目指す欄である。これに対し本欄は、実際の研究成果のなかから研究の新しい裾野を開拓しようとするものである。皆さんの斬新な試みを本欄に積極的にお寄せいただき、図書館文化史研究の新領域を確立していきたい。

本誌の改革が真実成功するか否かは、会員の皆さんのご協力にかかっている。皆さんの研究の成果を、是非とも本誌にご投稿いただきたい。以前から強い要望があった抜刷も作成の見通しがつき、本号から執筆者に進呈することになった。ご寄稿を重ねてお願いしたい。 (文責:小黒浩司)

『図書館文化史研究』第13号(1966)の編集・刊行については、10月18日(金) 駿河台大学において、臨時運営委員会を開き、協議したことを付記しておきます。 (事務局)

### 『図書館文化史研究』第13号(1996)目次

巻頭言

前近代における図書館史はどう描けるのか-方法としての「図書館文化史」私 考 / 小川 徹

永末十四生氏追悼

永末十四生君を悼む / 岩猿 敏生 永末十四生 著作目録 / 石井 敦

論文

ニューベリー図書館の特殊コレクション群 : 形成のプロセスと背景 / 若松 昭子(図書館情報大学大学院)

録外録

大阪府立図書館大原文庫蔵「現行法規大全」と森戸事件 / 石井 敬三

資料

The Development of Public Libraries in Japan after World War II" / KAWASAKI Yoshitaka, YAMAGUCHI Genjiro and TAKASHIMA Ryoko

◇寄贈資料のお知らせ

浪江虔会員から、事務局に近著が寄贈されました。お礼申し上げます。以下に、 目次を紹介します。

『図書館そして民主主義 浪江虔論文集』浪江虔著 まちだ自治研究センター編 東京 ドメス出版 1996.10 250p 定価2163円

目次:はじめに、①私はこうして鶴川村民になった、②私の1945年、③本を農民の手に、④公立図書館と住民の権利、⑤燃え上がれ文庫運動、⑥本ものの地方自治をめざして、⑦結びにかえて、解題(天満隆之輔)、浪江虔図書館関係主要論文一覧

新入会員

会員名簿訂正

### 原稿募集

◇ 『図書館文化史研究』14号 (1997年9月刊行予定) の原稿を募集します。 原稿の締切は97年3月末日です。

投稿を予定される方は、年内に下記までご一報下さい。折り返し「投稿規 定・執筆要項」をお送りします。

問い合わせ、並びに原稿の送付先

### 小黑浩司

◇ 「ニューズレター」の原稿も募集しています。 研究に関する情報、書評なんでも結構です。(できるだけワープロで、MS-DOS標準テキストの原稿を)事務局あてお送りください。

### 第4回

日時:1996年12月21日(土)午後1時~3時(予定)

場所:法政大学 92年館 4 F 401教室

発表:大野亜希世(国際交流基金):国際交流基金海外日本語センター図書館視

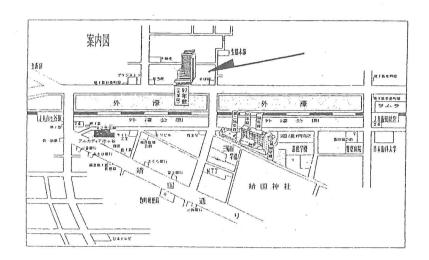
察報告

小黒浩司(土浦短期大学):CIE映画『格子なき図書館』について

#### 今後の予定

◇第5回 1997年3月 日時・場所は未定

\* 例会の発表者を募集しています。質疑を含めて40分程度です。中間報告的なもの、情報交流(提供)などでも結構です。申込みは事務局まで。



### ◇事務局からのお知らせ

早いもので今年最後のニューズレターになりました。今年スタートした"例会"も順調に回を重ねています。会員の皆さまのご参加をお待ちしています。機関誌も『図書館文化史研究』とタイトルを改めて刊行されます(年末の予定)。もうしばらくお待ちください。

会の運営等、ご意見がありましたら事務局までお寄せください。 よいお年をお迎えください。

日本図書館文化史研究会 事務局 中林隆明